

○大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条例施行規則

平成3年5月1日規則第10号

改正

平成11年4月1日規則第12号

平成17年3月31日規則第41号

平成18年3月27日規則第4号

平成29年3月16日規則第14号

令和7年3月28日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条例（平成3年大船渡市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定による許可又は許可の変更を受けようとする者は、大船渡市働く婦人の家使用申請書（様式第1号）又は大船渡市働く婦人の家使用変更申請書（様式第1号の2）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

第3条 指定管理者は、許可又は許可の変更をしたときは、大船渡市働く婦人の家使用許可書（様式第2号）又は大船渡市働く婦人の家使用変更許可書（様式第2号の2）を交付するものとする。

(許可書の携帯及び提示)

第4条 許可を受けた者は、大船渡市働く婦人の家（以下「働く婦人の家」という。）を使用しようとするときは、前条の規定により交付を受けた許可書を携帯し、指定管理者から請求があったときはこれを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の2の規定により使用料の全部又は一部の減免を受けようとする者は、大船渡市働く婦人の家使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(損傷等の届出)

第6条 施設又は設備等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第7条 条例第15条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、大船渡市働く婦人の家指定管理者指定申請書（様式第4号）に働く婦人の家の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(事業報告書の提出)

第8条 条例第20条に規定する事業報告書は、毎年度終了後60日以内に（年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、直ちに）、大船渡市働く婦人の家事業報告書（様式第5号）により、市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第41号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規則第4号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第1条から第22条までの規定による改正前のそれぞれの規則（以下「改正前の各規則」という。）の規定により市長が行った許可で現にその効力を有するもの又はこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の各規則の規定により市長に対してなされた申請で施行日以後において指定管理者が行うこととなる業務に係るものは、指定管理者が行った許可又は指定管理者に対してなされた申請とみなす。

附 則（平成29年3月16日規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(大船渡市の申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例規則の一部改正)
- 2 大船渡市の申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例規則（平成8年大船渡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条	大船渡市働く婦人の家個人使用許可（変更）申請書	様式第1号
例施行規則（平成3年大船渡市規則第10号）	大船渡市働く婦人の家団体使用許可（変更）申請書	様式第2号

」を「

大船渡市働く婦人の家設置管理に関する条	大船渡市働く婦人の家使用許可（変更）申請書	様式第1号
例施行規則（平成3年大船渡市規則第10号）		

」に改める。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 13 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

大船渡市働く婦人の家使用申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

F A X

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

F A X

大船渡市働く婦人の家の使用を、次のとおり申請します。

催 事 区 分	
催 事 詳 細	
行 事 名 称	

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的		料 金
			営利/非営利	予定人数	
対 象 者			小 計		
入場料（最高額）			加 算 額		
公益 / 収益			減 額		
			合 計 金 額		

様式第1号の2（第2条関係）

大船渡市働く婦人の家使用変更申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市働く婦人の家の使用の変更を、次のとおり申請します。

区分	年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	
変更後					
変更前					
申請理由 変更日				合 計 金 額	
				既 納 額	
				不 足 額	
				超 過 額	

様式第2号（第3条関係）

大船渡市働く婦人の家使用許可書

年 月 日

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

F A X

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

F A X

指定管理者

大船渡市働く婦人の家の使用を、次のとおり許可します。

催 事 区 分	
催 事 詳 細	
行 事 名 称	

年 月 日	時 間	施 設 名	目 的		料 金
			営利/非営利	予定人数	
対 象 者			小 計		
入場料（最高額）			加 算 額		
公益 / 収益			減 額		
			合 計 金 額		

様式第2号の2（第3条関係）

大船渡市働く婦人の家使用変更許可書

年 月 日

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

指定管理者

年 月 日付け 第 号で承認された大船渡市働く婦人の家の使用の変更を、次のとおり許可します。

区分	年 月 日	時 間	施 設 名	目 的	料 金
変更後					
変更前					
申請理由 変更日				合 計 金 額	
				既 納 額	
				不 足 額	

様式第3号（第5条関係）

大船渡市働く婦人の家使用料減免申請書

年 月 日

（指定管理者） 様

申 請 者 住 所

氏名又は団体の名称

代表者氏名

電 話

責 任 者 住 所

氏 名

電 話

大船渡市働く婦人の家の料金の減額・免除を、次のとおり申請します。

年 月 日	時 間	施 設 名	減 免	料 金	減免額 (減免率)
申請理由			小 計		
			減 免 額 合 計		
			減 額		
			加 算 額		
			合 計 金 額		

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

申請者 所在地

法人名又は団体名

代表者名

印

大船渡市働く婦人の家指定管理者指定申請書

大船渡市働く婦人の家の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

大船渡市長 様

所在地

法人名又は団体名

代表者名

印

大船渡市働く婦人の家事業報告書

年度大船渡市働く婦人の家に関する事業報告書を別紙のとおり提出します。

記

- 1 管理業務の実施状況に関する事項
- 2 利用状況に関する事項
- 3 経理の状況に関する事項
- 4 その他